

残そう、自然の宝石箱・のりくら

くらがね通信

No.35 (早春号)

乗鞍岳と飛騨の自然を考える会

平成21年 2月 5日発行

第9回総会・環境講演会を開催します(3月28日)

『今、高山帯が危ない』－高山帯の自然環境の急変とシカの採食圧の影響－

講師：西條好迪（岐阜大学准教授） 午後1時30分より ※詳細は後日お知らせ致します

乗鞍スカイライン『マイカー規制』継続(3年間)

12月19日に「乗鞍自動車利用適正化協議会」が開かれ、平成21年から23年度までのマイカー規制の継続が決定されました。しかし、規制緩和の動きが見え隠れしてきています。

アサギマダラが、福井県、長崎県で再捕獲

9月7日に行われたアサギマダラマーキング会で放蝶されたアサギマダラが、9月14日に福井県で1頭、10月9日に長崎県で1頭が再捕獲されました。今年もマーキングを行います。

どんぐり ころころ 大作戦

11月15日に高山市朝日町秋神地内の胡桃島国有林で飛騨森林管理署主催の『どんぐり ころころ 大作戦！』に当会を含む4団体の会員・家族約50名が参加してどんぐりの実を植えてきました。当会では胡桃島国有林に隣接する千間樽国有林において、森林管理署の協力により「実のなる木」の植林計画を進めているところです。

環境講演会を開催

環境講演会を11月29日に高山市民文化会館で行いました。『森林の危機』と題して当会の飯田洋会長が講師となり自然環境と自然保護の変遷、森林保全と管理、自然公園のあり方、平成16年の台風18号による大雪国立公園内における風倒木処理に絡んだ天然林伐採問題の話をしました。

乗鞍スカイライン『マイカー規制』

平成 15 年より開始された乗鞍スカイライン『マイカー規制』は、『乗鞍自動車利用適正化方針』で「3 年ごとを目途に見直す。」となっており、平成 18 年に最初の見直しが検討され前回のまま継続となって、今回が 2 回目の見直しの年となった。前回の見直しの時、当会の規制強化と観光業界の規制緩和の要望書が出されていたが、今回は規制強化、規制緩和の要望書が 6 件出されていた。それを受けて幹事会等で議論されどのようなようになるか注目されてきたが、これまでどおり 5 月 15 日から 10 月 31 日までマイカーの全面規制が継続されることになった。しかし、これまで『乗鞍自動車利用適正化方針』では見直しが「3 年」とされていたが「原則 3 年」と変更になった。また他の部分も一部変更された。

乗鞍自動車利用適正化協議会振興部会で出された、平湯ゲートから 3 キロ先の夫婦松駐車場への乗り入れ案や振興策については今後も協議、検討、調整等を行うこととした。

※適正化検討部会において、事務局よりマイカー規制の緩和は自然環境保護および法規制の観点からクリアしなければならない課題が多い。約 2,000 万円かかる除雪費用について 22 年以降は負担金の見直しや、開通日を遅らせるなど、対応の検討が必要との回答が出されている。

※今回の協議会で議決された「乗鞍自動車利用適正化方針（H21～23）」を以下に掲載します。

乗鞍自動車利用適正化方針 [H21～23]

乗鞍岳の貴重な自然環境を保全し、快適な利用環境を確保するとともに、地域振興と環境教育の場として活用するため、下記のとおり自動車利用の適正化方針を定める。

なお、適正化方針の実効を上げるため、地元関係者との連絡を密にし、中長期的視点に立った抜本的対策が実施できるよう努めるものとする。

記

1. マイカー規制の実施

- (1) 主要地方道乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）へのマイカー乗り入れを全面的（5 月 15 日から 10 月 31 日まで）に禁止する。
- (2) 乗り入れを認める車両は、乗合バス、貸切バス、乗車定員 11 人以上の自家用バス、タクシー、緊急車両、自転車及び警察署長の許可を得た車両とする。
- (3) 5 月 15 日から 10 月 31 日までの期間のうち、5 月、6 月及び 10 月は 18 時から翌朝 7 時まで、7 月から 9 月までは 18 時から翌朝 3 時半までの夜間の通行を禁止する。

2. 広報計画

- (1) 標識・看板・横断幕の設置やチラシの配布、ホームページ等広報の徹底により、適正化方針の内容の周知を図る。
- (2) マイカーによる来訪者に対し、「マイカー全面通行止」であること及び高山市丹生川町久手

又は高山市奥飛騨温泉郷地内での駐車・シャトルバス乗換について周知徹底を図る。

- (3) 道路情報板、道路交通情報等により、山頂乗鞍鶴ヶ池駐車場及びシャトルバス乗換駐車場の混雑状況等、情報提供に努める。
- (4) 来訪者に対し、乗鞍の貴重な自然を守るため「自然公園の利用のマナー」を広報する。
- (5) 自転車利用者に対し、道路の安全利用を徹底、指導する。

3. 自然保護の推進

- (1) 乗鞍環境パトロール員及び乗鞍自然環境指導員等と連携を図り、「自然公園の利用のマナー」向上と貴重な自然環境の保全に努める。
- (2) 乗鞍岳の自然を体験しながら環境保護及び生物多様性保全について学ぶという、環境教育の場としての活用を図る。

4. 環境への配慮

- (1) アイドリングストップを励行するよう、「アイドリングストップ運動」を推進する。
- (2) シャトルバス、路線バスへの低公害車両の導入促進に努める。
- (3) ペットの持ち込みを原則禁止とする。
- (4) 観光貸切バス事業者に対して、低公害車輛の導入促進を呼びかける。

5. 地域（観光）振興

- (1) マイカー規制を契機として、乗鞍岳は環境に十分配慮した場所であることをPRし、全国モデルとなりうる徹底した「環境保全型観光地」を目指す。
- (2) 上高地、乗鞍高原等長野県側と連携し広域観光ルートの開発や、第一級の自然資源を活用した自然体験型ツアー等により、「通年型・滞在型観光地づくり」を目指す。
- (3) 乗鞍岳の特色を生かした各種イベントの開催、自然ガイドの充実、及び観光関連部門と運輸部門（タクシー、シャトルバス）との提携等の振興策を促進し、来訪者の増加を図る。
- (4) 振興策の実施に必要な経費の負担については、別途協議する。

6. マイカー規制実施方法等の見直し

- (1) マイカー規制実施による自然への影響に関する各種調査の結果を基に、地域への経済波及効果等も考慮し、マイカー規制実施方法等について原則3年ごとを目途に見直す。ただし振興策を実施するにあたって、方針を見直す必要がある場合は、随時協議するものとする。
- (2) マイカー規制実施の見直しに当たっては、長野県側と随時情報交換及び協議を行い、連携を図っていくものとする。
- (3) 環境への負荷が少ない車両（電気自動車等）の乗り入れについては、今後の研究課題とする。

※下線の部分が今回変更、追加などがされた箇所

アサギマダラが再捕獲



9月7日に行われたアサギマダラマーキング会で放蝶したアサギマダラ 97 頭の内の1頭が、9月14日に福井県大野市平家平で行われた、福井県自然史博物館友の会のマーキング会で再捕獲され、写真により確認しました。

(左写真・福井県自然史博物館友の会)

「S・G・D タカラ・1 8・9・7」(宝田由美子)

当日、平家平では下記の場所で放たれた2頭も再捕獲されました。

1) 群馬県片品村 8月10日放蝶

2) 栃木県日光市 8月18日放蝶

長崎県五島列島で、10月9日に「SGD」マークのついたアサギマダラが再捕獲され確認したところ、高嶋恵子さんが放蝶した「T・ケイコ 18 SGD 8・9・7」と判りました。(32日後) 尚、再捕獲された野下広人さんは、この個体に「MG383 10・9 上五島 再」と追記して放蝶されました。(左下・高嶋恵子さんのマーク、右下・野下さん追記マーク。写真・野下広人さん)



【再捕獲地】長崎県五島列島新上五島町中通島(旧上五島町) 高熨斗山標高 400m付近の林道

※ 9月14日の福井県自然史博物館友の会が大野市平家平で行ったマーキング会で新たにマークした蝶を、長崎県の野下広人さんが同じ場所で10月17日に再捕獲されました。(33日後)

高根町から福井県、長崎へとほぼ同じルートで渡って行ったのでしょうか？また長崎からどこへ渡っていくのでしょうか？ ちなみに、野下さんが新たにマークした蝶が、沖縄本島、与那国島、台湾で再捕獲されました。今年のアサギマダラに興味津々。

※ 9月23日に下呂市の小池雅之さんが下呂市の観音峠で放した蝶が、兵庫県宝塚市(1頭)と高知県美香町(1頭)で再捕獲され、美香町の1頭を再び放したら奄美大島で再々捕獲されました。本州→四国→奄美大島のルートが確認されたのは初めてとのことです。

※ 2008年12月に確認された情報です。(2006年の記録ですが)

2006年8月6日石川県輪島市→2006年10月14日中国浙江省平湖市(大陸への移動記録は初めて)

どんぐり こころろ 大作戦

「どんぐり こころろ 大作戦」に参加しました。

直井清正

平成 20 年 10 月 18 日（土）一之宮公民館で「生物多様性の保全に係る地域住民との連携強化に関する地区懇談会」が開催されました。長い名前の地区懇談会が示すように、国有林全般の問題点を、様々な立場の市民が意見交換しました。良い試みだとは思いましたが、苦い経験を思い出しました。

以前、古川土木事務所が「宮、荘川ネットワーク」を立ち上げ2年間に 10 回、その後、年 1～2 回、数年間にわたり宮川、荘川の管理について意見交換しました。そして「多自然型工法を主体に河川の自然を保全し治水工事に当たる」と言う意見書にまとめました。しかし、平成 16 年 10 月 20 日の台風 23 号の水害で何一つ住民の意見は反映されず「治水」と言う錦の御旗で宮川は大きな水路に改造されています。飛騨地方で最悪の環境破壊が成されているのが宮川であると思います。今回も住民の意見を「聞き置く」だけになる可能性もあります。当会では昨年より御岳山麓の広大なカラマツ林に少しでも多くの「クリやナラ」などを植えるように要望しています。そんな事もあり立場の違う人の意見を聞くことは良い経験になりました。

地区懇談会が終わった後、飛騨管理署長の前原さんが「急な話だが 11 月中旬に秋神の奥の砂防工事跡地にどんぐりを植える行事をしたい、協力してほしい」として熊森協会岐阜支部、林業土木協会にも呼びかけているとのことでした。何分にも急な話でしたが会員に呼びかけることにして帰りました。会報に載せる事は無理で心当たりのある会員に電話したところ 10 数名の参加者がありました。

当日は 2 台のマイクロバスで「どんびき沢、千間樽」などの国有林を視察。チャオ御岳スキー場で昼食、その際、熊森協会の皆さんや林業土木協会の皆さんとも話す機会もありました。本来の植生であったミズナラなどの原生林を切り払い、カラマツの広大な植林地にしてしまった「拡大造林」政策の失政の結果がクマなどの食料を奪い、カモシカなどの増加に繋がったと言われます。野生動物との共存できる国有林であってほしい、そんな話ができました。

午後、秋神の胡桃島国有林の現場で森林管理署などが用意したどんぐりや当会が昨年から育てていたミズナラの苗を植えました。この時期、苗を植えるのは無理かと思われましたが実験してみることにしました。作業が終わるころ雨が降り出し慌ててバスに入り、行事は終了しました。

急な行事にもかかわらず、参加していただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。私たちの会としても初めての作業でしたが、これからも「クマの棲める森造り」を目指し頑張ってゆきたいと思います。



どんぐりを植え込む参加者（写真・斉藤義幸さん提供）



2、災害復旧工事の説明を聞く

1、災害復旧工事現場

3、育つといいね

4、あたり一面カラマツとササ原



主催：飛騨森林管理署

(写真：2・4 斉藤義幸さん提供、1・3 編集部)

協賛：乗鞍岳と飛騨の自然を考える会、日本熊森協会岐阜支部、社団法人名古屋林業土木協会久々野高山支部
(お詫び:10 日前に日程が決まり、急でしたので全会員に連絡できませんでした。お詫びします。事務局)

■ 会 員 状 況：平成2年1月末会員数 個人・家族114・団体4

■ 会員を募集しています！ 年会費 = 個人 2,000 円 家族 3,000 円 団体 5,000 円
あなたの知人、友人に ・ 郵便振替 00800-8-129365
入会をおすすめください ・ 振 込 先 乗鞍岳と飛騨の自然を考える会

くらがね通信 第35号 (早春号) 平成21年2月5日発行

発行者 乗鞍岳と飛騨の自然を考える会 〒506-0055 岐阜県高山市上岡本町4-218-3 飯田 洋
TEL 0577-32-7206 ・ FAX 0577-32-7207

編集室では皆さんからの原稿、ご意見等をお待ちしています。

■ 編集責任者：宝田 延彦 E-mail: nobu1995@peach.ocn.ne.jp TEL(FAX 兼) 0577-34-1287

■ 編 集 者：住 寿美子 TEL 0577-34-7237

表紙写真提供：小池 潜

印刷：アドプリンター